

球磨村告示第16号

令和4年第3回球磨村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年5月2日

球磨村長 松谷 浩一

- 1 期 日 令和4年5月12日
 - 2 場 所 球磨村議会議場
-

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君	西林 尚賜君
宮本 宣彦君	板崎 壽一君
東 純一君	犬童 勝則君
嶽本 孝司君	舟戸 治生君
高澤 康成君	田代 利一君

○応招しなかった議員

令和4年 第3回 球磨村議会臨時会会議録(第1日)

令和4年5月12日(木曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和4年5月12日 午前10時00分開会

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙について

追加日程第1 議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 副議長選挙について

追加日程第5 常任委員会委員の選任について

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第7 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙について

追加日程第8 人吉下球磨消防組合議会議員の選挙について

追加日程第9 球磨村水防協議会委員の選出について

追加日程第10 発議第1号 球磨川改修事業等対策特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第11 発議第2号 球磨村議会広報対策特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第12 発議第3号 球磨村議会活性化特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第13 発議第4号 豪雨災害復旧・復興対策特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第14 同意第1号 球磨村監査委員の選任同意について

追加日程第15 承認第1号 専決処分事項報告承認について(球磨村情報通信施設災害復旧工事(放送設備)請負契約の変更)

追加日程第16 承認第2号 専決処分事項報告承認について(球磨村情報通信施設災害復旧工事(通信設備)請負契約の変更)

追加日程第17 承認第3号 専決処分事項報告承認について(財産の取得の変更)

追加日程第18 承認第4号 専決処分事項報告承認について(球磨村税条例等の一部を改正する条例の制定)

追加日程第19 承認第5号 専決処分事項報告承認について(令和3年度球磨村一般会計補正予算)

- 追加日程第20 承認第6号 専決処分事項報告承認について（令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算）
- 追加日程第21 承認第7号 専決処分事項報告承認について（令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算）
- 追加日程第22 承認第8号 専決処分事項報告承認について（令和4年度球磨村一般会計補正予算）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長選挙について
- 追加日程第1 議席の指定について
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第3 会期の決定について
- 追加日程第4 副議長選挙について
- 追加日程第5 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第7 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙について
- 追加日程第8 人吉下球磨消防組合議会議員の選挙について
- 追加日程第9 球磨村水防協議会委員の選出について
- 追加日程第10 発議第1号 球磨川改修事業等対策特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第11 発議第2号 球磨村議会広報対策特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第12 発議第3号 球磨村議会活性化特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第13 発議第4号 豪雨災害復旧・復興対策特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第14 同意第1号 球磨村監査委員の選任同意について
- 追加日程第15 承認第1号 専決処分事項報告承認について（球磨村情報通信施設災害復旧工事（放送設備）請負契約の変更）
- 追加日程第16 承認第2号 専決処分事項報告承認について（球磨村情報通信施設災害復旧工事（通信設備）請負契約の変更）
- 追加日程第17 承認第3号 専決処分事項報告承認について（財産の取得の変更）
- 追加日程第18 承認第4号 専決処分事項報告承認について（球磨村税条例等の一部を改正する条例の制定）
- 追加日程第19 承認第5号 専決処分事項報告承認について（令和3年度球磨村一般会計補正

予算)

追加日程第20 承認第6号 専決処分事項報告承認について(令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算)

追加日程第21 承認第7号 専決処分事項報告承認について(令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算)

追加日程第22 承認第8号 専決処分事項報告承認について(令和4年度球磨村一般会計補正予算)

出席議員(10名)

1番 永椎樹一郎君	2番 西林 尚賜君
3番 宮本 宣彦君	4番 板崎 壽一君
5番 東 純一君	6番 犬童 勝則君
7番 嶽本 孝司君	8番 舟戸 治生君
9番 高澤 康成君	10番 田代 利一君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 蔵谷 健	書記 山口 隆雄
---------	----------

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	門崎 博幸君
教育長	森 佳寛君	総務課長	上薮 宏君
復興推進課長	友尻 陽介君	税務住民課長	境目 昭博君
保健福祉課長	大岩 正明君	産業振興課長	犬童 和成君
建設課長	松舟 祐二君	会計管理者	假屋 昌子君
教育課長	高永 幸夫君		

午前10時00分開会

○事務局長(蔵谷 健君) おはようございます。議会事務局長の蔵谷です。どうぞよろしくお

願い申し上げます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。本日の出席議員の中で板崎壽一議員が年長議員でございますので、ご紹介申し上げます。板崎壽一議員、よろしくお願いいたします。

〔臨時議長 板崎 壽一君議長席に着く〕

○臨時議長（板崎 壽一君） ただいま紹介されました板崎壽一です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は全員ご出席であり、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回球磨村議会臨時会を開会いたします。

議会の開会に先立ち、村長から挨拶の申し出がありますので、これを許可します。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 皆様、改めまして、おはようございます。

本日、ここに改選後、初の球磨村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ただいま臨時議長から許可をいただきましたので、一言お祝いのご挨拶を申し上げさせていただきます。

議員各位におかれましては、去る4月24日に執行されました村議会議員一般選挙において、村民の皆様からの力強いご支持と厚い信頼、そして大きな期待を担われ、見事当選の鋭意に浴されましたことに、心からお喜びとお祝いを申し上げます。

さて、私たちがこれまでに経験したことのない大災害であります令和2年7月豪雨災害から1年と10か月が経過いたしました。被災して以来、美しいふるさと、球磨村の復興に向けて全力で取り組んでおりますが、今もなお不便な日常生活を送っておられる村民の皆様が多数おられます。今後、さらなる復旧・復興につきましては、歴代村長をはじめ英知に優れた先達のご努力と協調、そして村民の皆様と共に一丸となった取組こそが大きな動力源になると感じているものでございます。

私たちは、令和3年度を復興元年と位置づけて取り組んでまいりました。それを継承した本年度は、被災者の生活再建と災害に強い村づくりに向けた復旧と備えを中心とした球磨村復興まちづくり計画に基づき、村民の皆様のご期待に沿えますよう、速やかな復旧事業に全身全霊で取り組んでまいります。

今回、めでたく初当選を果たされた議員の皆さん、そして、これまで卓越した執権を持って村政にご尽力いただき、議席を獲得されました議員の皆さん。それぞれ地方自治について経験豊か

な皆様をお迎えできましたことは、今後の本村における復興及び発展がより確かなものになると力強さを感じております。

今後、各地域における復興及び村政の発展について、議員皆様方の絶大なるご指導とご支援を賜りますようお願いいたしますとともに、ご健勝にてご活躍いただきますことを心からご祈念申し上げ、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

- 臨時議長（板崎 壽一君） 村長の挨拶が終わりましたので、これから本日の会議を開きます。本日の日程は配付してあるとおりです。

日程第1. 仮議席の指定について

- 臨時議長（板崎 壽一君） それでは、日程に従い、日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2. 議長の選挙について

- 臨時議長（板崎 壽一君） 次に、日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、選挙と指名推選の2つの方法がありますが、いかがいたしますか。高澤議員。

- 議員（仮議席9番 高澤 康成君） 指名推選でお願いをしたいと思います。お取り計らいをよろしくお願いいたします。

- 臨時議長（板崎 壽一君） お諮りいたします。9番、高澤康成君の選挙の方法は、指名推選とされたいとの発言がっておりますが、ほかにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（板崎 壽一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名推選に当たり、指名者はいかがいたしますか。10番、田代利一君。

- 議員（仮議席10番 田代 利一君） 議長に、8番、舟戸治生議員の指名をお願いいたします。

- 臨時議長（板崎 壽一君） お諮りいたします。10番、田代利一君より、議長に8番、舟戸治生議員を推選されたいとの発言がっておりますが、ほかにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（板崎 壽一君） 異議なしと認めます。議長に、8番、舟戸治生君を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました舟戸治生君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（板崎 壽一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました舟戸治生君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された舟戸治生君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

それでは、舟戸治生君におかれましては、演壇にてご挨拶をお願いいたします。

○議員（仮議席8番 舟戸 治生君） ご挨拶を申し上げます。

ただいま議長ということで選出いただきました。身に余る光栄に存じます。ここにお礼を申し上げます。

住民が安心して暮らせる、また希望の持てる村づくりに皆様方のご協力をいただき努力をしていきたいと思っております。

さて、球磨村が今、抱える最重要課題は、令和2年7月豪雨災害からの生活再建であり、復旧・復興をさらに推し進めなければなりません。そのためには、議会と村執行部が一体となり、取り組んでいくことが重要であると認識しております。

しかし、地方自治の本旨に基づき、ときとして執行部には苦言を呈することも議会の役目であると考えております。そのためにも住民に分かりやすい議会、開かれた議会を目指して微力ではございますが頑張っていきたいと思っております。どうぞ議員並びに村執行部の皆様のご指導とご協力を心からお願い申し上げ、議長就任のご挨拶といたします。

○臨時議長（板崎 壽一君） 慣れない臨時議長でございましたが、ご協力ありがとうございました。

臨時議長の職務を終了いたします。

議席移動のため、暫時休憩いたします。

〔臨時議長退席 議長着席〕

午前10時10分休憩

午前10時11分再開

○議長（舟戸 治生君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。引き続きお手元に配付しました追加の日程を上程したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、お手元の日程表のとおり、追加日程として上程することと決定しました。

それでは、追加日程表に従い、議事を行います。

追加日程第1. 議席の指定について

○議長（舟戸 治生君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

追加日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定により指名します。

本臨時会の会議録署名議員は、1番、永椎樹一郎君、2番、西林尚賜君を指名します。

追加日程第3. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第3、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

追加日程第4. 副議長の選挙について

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、選挙の指名推選の2つの方法がありますが、いかがいたしますか。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 議長の指名推選でお願いしたいと思います。お取り計らいをお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） お諮りします。7番、嶽本孝司君より、選挙の方法は議長による指名推選とされたいとの発言があつておりますが、ほかにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は議長による指名推選で行うことを決定しました。

それでは、副議長に9番、高澤康成君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました高澤康成君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました高澤康成

君が副議長に当選されました。

副議長に当選されました高澤康成君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

ただいま当選されました高澤康成君におかれましては、演台にてご挨拶をお願いいたします。

○議員（9番 高澤 康成君） このたび、議員皆様のご支持によりまして副議長にご指名をいただきました。身に余る光栄と同時に、責任の重さを痛感しております。

議員各位のご支援とご協力をいただきながら、議長の補佐役として、議会が公平・公正・円滑に運営ができますよう、努力してまいります。

なお、令和2年7月豪雨災害からの復興に向けて、議会と執行部が一体となって本村の発展と住民福祉の向上を目指し、副議長の職責を全うする所存でございます。

どうぞ議員並びに執行部の皆様方の一層のご指導とご協力を心からお願い申し上げまして、副議長就任の挨拶といたします。

○議長（舟戸 治生君） ここで、協議のため、暫時休憩をいたします。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

○議長（舟戸 治生君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

追加日程第5. 常任委員会委員の選任について

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、球磨村議会委員会条例第7条第1項の規定により、総務文教常任委員に2番、西林尚賜君、4番、板崎壽一君、6番、犬童勝則君、9番、高澤康成君、10番、田代利一君。産業厚生常任委員に1番、永椎樹一郎君、3番、宮本宣彦君、5番、東純一君、7番、嶽本孝司君、8番、舟戸治生を指名いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はただいま指名いたしました10名を選任することに決定しました。

追加日程第6. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、球磨村議会委員会条例第7条第1項の規定により、5番、東純一君、6番、犬童勝則君、7番、嶽本孝司君、10番、田代利一君を指

名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名いたしました4名を選任することに決定しました。

ここで、協議のため、暫時休憩いたします。別室にご移動をお願いいたします。

午前10時20分休憩

午前10時24分再開

○議長（舟戸 治生君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩前に決定されました各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長は、球磨村議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選するとなっております。各常任委員会及び議会運営委員会より、委員長及び副委員長の選任について報告がなされておりますので、事務局から朗読させます。議会事務局長、蔵谷健君。

○事務局長（蔵谷 健君） 各常任委員会及び議会運営委員会より、委員長、副委員長についての報告を受けておりますので、読み上げます。

総務文教常任委員会委員長に9番、高澤康成議員、副委員長に6番、犬童勝則議員。産業厚生常任委員会委員長に7番、嶽本孝司議員、副委員長に3番、宮本宣彦議員。議会運営委員会委員長に6番、犬童勝則議員、副委員長に10番、田代利一議員との報告がなされております。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） ただいま局長からの報告のとおりです。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長は、報告のとおり選任されました。

追加日程第7. 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙について

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第7、人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙を行います。定数は2名でございます。

お諮りします。選挙はどのような方法で行いますか。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 議長の指名推選でお願いをしたいと思います。お取り計らいよろしくをお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） お諮りします。9番、高澤康成君より選挙の方法は議長による指名推選にされたいとの発言があつておりますが、ほかにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は議長による指名推選で

行うことに決定しました。

それでは、人吉球磨広域行政組合議会議員に、1番、永椎樹一郎君及び10番、田代利一君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました永椎樹一郎君及び田代利一君を人吉球磨広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました永椎樹一郎君及び田代利一君が人吉球磨広域行政組合議会議員に当選されました。

人吉球磨広域行政組合議会議員に当選されました永椎樹一郎君及び田代利一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

追加日程第8. 人吉下球磨消防組合議会議員の選挙について

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第8、人吉下球磨消防組合議会議員の選挙を行います。定数は1名です。

お諮りします。選挙はどのような方法で行いますか。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 議長の指名推選でお願いをいたします。お取り計らいよろしくお願いたします。

○議長（舟戸 治生君） お諮りします。9番、高澤康成君より、選挙の方法は議長による指名推選とされたいとの発言があつておりますが、ほかにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は議長による指名推選で行うことに決定しました。

それでは、人吉下球磨消防組合議会議員に、5番、東純一君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました東純一君を人吉下球磨消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました東純一君が人吉下球磨消防組合議会議員に当選されました。

人吉下球磨消防組合議会議員に当選されました東純一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知を行います。

追加日程第9. 球磨村水防協議会委員の選出について

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第9、球磨村水防協議会委員の選出を行います。

水防協議会設置条例第3条第4項の規定により、4名を選出をしたいと思います。

お諮りします。選出は指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、選出の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。

それでは、球磨村水防協議会に、1番、永椎樹一郎君、2番、西林尚賜君、3番、宮本宣彦君、5番、東純一君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名を球磨村水防協議会委員に選出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、球磨村水防協議会に1番、永椎樹一郎君、2番、西林尚賜君、3番、宮本宣彦君、5番、東純一君を選出することに決定しました。

ただいま選出されました4名が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第10. 発議第1号 球磨川改修事業等対策特別委員会の設置に関する決議について

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第10、発議第1号球磨川改修事業等対策特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

この案件について、提案理由の説明を求めます。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 球磨川改修事業と対策特別委員会の設置に関する決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

球磨川改修事業につきましては、これまでも特別委員会が設置されておりまして、執行部とともに事業の推進に、あるいは地域住民との対応にと、積極的に活動を続けられ、事業が着実に進展していることはご承知のとおりでございます。

現在、令和2年7月豪雨からの復旧や流域治水に係る見当がなされていますが、まだまだ多くの諸問題を抱えています。議会におきましては、引き続き特別委員会を設置し、これからの問題

に十分対応していくことが、議員として住民各位のご期待に応えるものであると思います。

このようなことから、各議員の賛同を得ましてご提案申し上げるものでございます。議員各位のご賛同をいただくことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。審議をお願いいたします。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。発議第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。ただいま設置されました球磨川改修事業対策特別委員会委員の選任につきましては、いかなる方法で行いますか。委員の定数は5名です。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 議長の指名をお願いをしたいと思います。お取り計らいよろしくをお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） ただいま、3番、宮本宣彦君より、議長による指名とされたいとの発言があっておりますが、ほかにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、球磨川改修事業等対策特別委員会委員に1番、永椎樹一郎君、2番、西林尚賜君、3番、宮本宣彦君、4番、板崎壽一君、7番、嶽本孝司君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました5名を球磨川改修事業等対策特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5名を球磨川改修事業等対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

追加日程第11. 発議第2号 球磨村議会広報対策特別委員会の設置に関する決議について

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第11、発議第2号球磨村議会広報対策特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 球磨村議会広報対策特別委員会設置に関する決議につきまして、提案理由を申し上げます。

議会の広報活動につきましては、平成8年に特別委員会が設置され、これまで年4回のペースで議会広報紙、議会だよりが発行されてきたところです。住民の議会に対する関心が高まる中、議会といたしましても住民に開かれた議会を目指して、多くの情報を提供しながら活力のある活動を行っていく必要があると思われま

す。ここに、各議員の賛同を得まして、特別委員会設置の提案を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議をお願いします。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました球磨村議会広報対策特別委員会委員の選任につきましては、いかなる方法で行いますか。委員の定数は4名です。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） この案件につきましては、議長の指名をお願いをしたいと思います。お取り計らいのほうよろしく願いをいたします。

○議長（舟戸 治生君） ただいま2番、西林尚賜君より、議長による指名されたいとの発言があっておりますが、ほかに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、球磨村議会広報対策特別委員会委員に、1番、永椎樹一郎君、2番、西林尚賜君、3番、宮本宣彦君、4番、板崎壽一君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名を球磨村議会広報対策特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4名を球磨村議会広報対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

追加日程第12. 発議第3号 球磨村議会活性化特別委員会の設置に関する決議について

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第12、発議第3号球磨村議会活性化特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 発議第3号球磨村議会活性化特別委員会の設置に関する決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議会は住民の代表機関、意思決定機関として行政の監視と地方公共団体の政策の決定を行う重要な役割を担っております。村民の立場に立ち、村民とともに住みよい村づくりを実現するために、我々議会議員自らが議会の活性化に取り組み、住民に開かれた議会、議会への住民参加、活発な議会活動に向けての方策を調査・検討し、社会情勢に対応しながら村民の負託に的確に答えていくことができる議会づくりを進めていかなければならないと考えております。議会におきましては、引き続き特別委員会を設置し、これからの問題に十分対応していくことが、議員として住民各位のご期待に応えるものであると思います。

このようなことから、各議員の賛同を得ましてご提案申し上げるものでございます。議員各位の賛同をいただくことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議をお願いします。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。発議第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

引き続き、球磨村議会活性化特別委員会委員の選任を行います。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、球磨村議会活性化特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

追加日程第13. 発議第4号 豪雨災害復旧・復興対策特別委員会の設置に関する決議につ
いて

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第13、発議第4号豪雨災害復旧・復興対策特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 豪雨災害復旧・復興対策特別委員会設置に関する決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年7月豪雨は、人吉球磨に甚大な被害をもたらしました。球磨村では、25名もの尊い命が奪われ、建物の損壊、断水、交通網の遮断といった多くの被害が発生をしました。災害からの復旧や被災者の生活再建が急がれるところですが、まだまだ多くの時間が必要であります。

また、災害復旧のみならず、球磨村の未来を見据え、復興に力を入れなければなりません。議会におきましては、引き続き特別委員会を設置し、これからの問題に十分対応していくことが、議員として住民各位のご期待に応えるものであると思います。

このようなことから、各議員の賛同を得ましてご提案申し上げるものでございます。議員各位のご賛同をいただくことをお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議をお願いします。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。発議第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 引き続き、豪雨災害復旧・復興対策特別委員会委員の選任を行います。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、豪雨災害復旧・復興対策特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。別室にご移動お願いをいたします。

午前10時47分休憩

午前10時53分再開

○議長（舟戸 治生君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど設置されました各特別委員会から委員長及び副委員長の選任について報告がなされておりますので、事務局から朗読させます。議会事務局長、蔵谷健君。

○事務局長（蔵谷 健君） 各特別委員会より委員長・副委員長についてのご報告を受けておりますので、読み上げます。

球磨川改修事業等対策特別委員会、委員長に 7 番、嶽本孝司議員、副委員長に 3 番、宮本宣彦議員。球磨村議会広報対策特別委員会、委員長に 4 番、板崎壽一議員、副委員長に 2 番、西林尚賜議員。議会活性化特別委員会、委員長に 7 番、嶽本孝司議員、副委員長に 1 番、永椎樹一郎議員。豪雨災害復旧・復興対策特別委員会、委員長に 9 番、高澤康成議員、副委員長に 10 番、田代利一議員との報告がなされております。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 各特別委員会の委員長及び副委員長は、ただいま報告のとおり決定されました。

本会議の途中ですが、ここで議会運営委員会、全員協議会のため休憩します。午後 1 時から再開いたします。

午前10時54分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（舟戸 治生君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第 1 4. 同意第 1 号 球磨村監査委員の選任同意について

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第 1 4、同意第 1 号球磨村監査委員の選任同意についてを上程します。

本案件について、提案理由の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました同意第 1 号球磨村監査委員の選任同意について、提案理由をご説明申し上げます。

本村の監査委員につきましては、地方自治法第 195 条の規定に基づく球磨村監査委員に関する条例により、議員のうちから選任する監査委員の数を 1 名としております。

これまで執務いただいております小川俊治委員の任期が、今月の 4 日で満了したことにより、議員のうちから選任されます監査委員が欠員となりましたので、新たに板崎壽一議員を本村の監査委員に選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めますのでございます。

板崎壽一議員につきましては、議会議員 2 期目としてご活躍いただいております、人格、識見ともに優れた方であることは、皆さんよくご理解いただいているところでございます。ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 審議を行います前に、本件について 4 番、板崎壽一君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定によって、板崎壽一君の退場を求めます。

〔4 番 板崎 壽一君 退場〕

○議長（舟戸 治生君） それでは、本案件の審議を行います。

ご審議お願いいたします。9 番、高澤康成君。

○議員（9 番 高澤 康成君） ただいま村長から監査委員の選任同意が出されましたが、村長の説明のとおり、板崎壽一議員は、皆様ご存じのように、人格、識見は申し分のない方でございますので、ご同意いただきますようお願い計らいをよろしくお願い申し上げます。全会一致でご同意をよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） ほかにございませんか。

ただいま 9 番、高澤康成君により、同意の発言があつています。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。同意第 2 号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 2 号は原案のとおり同意することに決定しました。

〔4 番 板崎 壽一君 入場〕

○議長（舟戸 治生君） 4 番、板崎壽一君に申し上げます。

ただいま監査委員に全会一致で選任同意されましたので、よろしくお願い申し上げます。

追加日程第 15. 承認第 1 号 専決処分事項報告承認について（球磨村情報通信施設災害復旧工事（放送設備）請負契約の変更）

追加日程第 16. 承認第 2 号 専決処分事項報告承認について（球磨村情報通信施設災害復旧工事（通信設備）請負契約の変更）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 15、承認第 1 号及び日程第 16、承認第 2 号球磨村情報通信施設災害復旧工事請負契約変更の専決処分事項報告承認については、関連がありますので一括して上程します。

本案件について、提案理由の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました承認第1号及び承認第2号について、提案理由をご説明申し上げます。

令和2年7月豪雨により被災した球磨村情報通信施設災害復旧工事を、繰越し事業として進めてまいりましたが、放送設備の工事請負契約額2億6,933万6,508円、通信設備の工事請負契約額2億1,787万9,892円が、実績によりそれぞれ変更となりました。

契約額について、九州総合通信局及び九電工と調整をしておりましたが、金額の確定に時間を要したことから、臨時会を招集し、審議していただくことが困難であったため、工事請負金額の変更を専決処分させていただいております。

なお、放送設備及び通信設備の2件の契約総額に変更はなく、放送設備及び通信設備の契約額内訳が変更になるものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。承認第1号専決処分事項報告承認を議題とします。ご審議をお願いします。

ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと発言がっております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第2号専決処分事項報告承認を議題とします。ご審議をお願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言がっております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第2号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第17. 承認第3号 専決処分事項報告承認について（財産の取得の変更）

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第17、承認第3号財産の取得の変更についての専決処分事項報告承認を上程します。

本案件について、提案理由の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました承認第3号財産の取得の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

令和2年7月豪雨災害により被災されました方々の再建先として、山口地区塚の丸居住エリアの整備について、令和5年度の一部供用開始を目指して取り組んでおり、令和4年球磨村議会第2回定例会において、財産の取得の議決を得ております。

その後、売買契約の交渉を進めていく中で、一筆の土地のうちの一部において了解が得られませんでした。その一部を除いて契約することは了解が得られ、売買契約を結ぶこととなりました。

本予算は、令和3年度一般会計予算であったことから、地方自治法第179条の規定により、3月31日付で専決処分させていただいております。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

承認第3号専決処分事項報告承認を議題とします。ご審議をお願いします。

ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第3号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第18. 承認第4号 専決処分事項報告承認について（球磨村税条例等の一部を改正する条例の制定）

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第18、承認第4号球磨村税条例等の一部を改正する条例の制定について、専決処分事項報告承認を上程します。

本案件について、提案理由の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました承認第4号球磨村税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方自治税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令等が、令和4年3月31日にそれぞれ交付され、同年4月1日から施行されることに伴うものでございます。

主な改正内容は、個人住民税では、所得税の住宅ローン控除適用者について所得税から控除し切れなかった額を、控除限度額の範囲内で翌年度分の個人住民税から控除する措置の延長がされております。

固定資産税では、民法等の一部を改正する法律における不動産登記法の改正に伴い、登記所から市町村への通知事項が追加されることとなります。この改正により、DV被害者等については、登記住所ではなく、住所に代わる事項を記載することができるとされ、市町村で固定資産税の証明書を発行する場合においても、法令上明確化されるものでございます。

なお、法令改正に合わせて、条文中の文言の修正、追加等を行っております。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

承認第4号専決処分事項報告承認を議題とします。ご審議お願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第4号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第19. 承認第5号 専決処分事項報告承認について（令和3年度球磨村一般会計補正予算）

追加日程第20. 承認第6号 専決処分事項報告承認について（令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算）

追加日程第21. 承認第7号 専決処分事項報告承認について（令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算）

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第19、承認第5号令和3年度球磨村一般会計補正予算から、追加日程第21、承認第7号令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算についての専決処分事項報告承認は、令和3年度の一般及び各特別会計補正予算についての議案でありま

すので、3議案を一括して上程いたします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました承認第5号から第7号の提案理由をご説明申し上げます。

まず、承認第5号令和3年度球磨村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入、歳出ともに決算見込みによる補正を行っております。なお、特別交付税の算定において、令和2年7月豪雨関連事業費の歳入が多額となったことから、当初の予想を上回る交付額となったことで、各種基金の積立金の財源として活用しております。

また、3月定例会で議決をいただいております繰越明許費は、新たに繰越しが必要となった事業及び繰入額が変更になった事業がございましたので、第2表にお示しし、詳細についても実績に応じた起債額に補正したものを第3表にお示ししております。

そのようなことから、今回は9億4,175万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ77億7,063万1千円として、3月31日に専決処分をさせていただいております。

次に、承認第6号令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに合わせて行うものでございます。

まず、歳入では国県補助金の確定額に基づく補正を行っております。また、繰越金については、決算見込みに合わせて補正しております。

次に、歳出では、保険給付費について、決算見込みに合わせて増額しております。また、国県補助金の確定に伴い、充当先の歳出、款、項、目の財源の組替えを行っております。

このようなことから、今回は100万円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億5,316万8千円として、3月31日に専決処分をさせていただいております。

次に、承認第7号令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年7月豪雨災害により減免された後期高齢者医療保険料の歳出還付した分が、熊本県後期高齢者医療広域連合から返還されたことによるものでございます。歳入では、一般会計繰入金を減額し、諸収入を増額しております。

このようなことから、今回は増減なしとして、予算総額を歳入歳出それぞれ4,762万4千円として、3月31日に専決処分をさせていただいております。

以上、令和3年度一般会計並びに特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

承認第5号令和3年度球磨村一般会計補正予算についての専決処分事項報告承認を議題とします。ご審議お願いいたします。

3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 補正予算書10ページでございますけれども、今、村長の説明にもありましたが、特別交付税が災害関連で、豪雨関連の事業費として歳入されたということで、国からの多大な支援があったものと理解しております。

この多大な額ですけれども、各種基金の積立金の財源となっておるというご説明でしたので、もっと詳しく数字的なところをお示しいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上蔀宏君。

○総務課長（上蔀 宏君） 今、特別交付税ですけれども、当初予算では3億8,980万円を計上しておりましたが、最終的に15億773万4千円、11億1,793万4千円の増ということになっております。

その増えた分につきまして、基金のほうへ充当しておりますけれども、財政調整基金積立金に3億円、村有施設整備基金積立金が3億5,000万7千円、ふるさと応援基金積立金145万3千円……。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午後1時20分休憩

午後1時22分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

委員の質問に執行部の答弁を求めます。総務課長、上蔀宏君。

○総務課長（上蔀 宏君） 申し訳ありませんでした。

もう一度ご説明しますが、財政調整基金に3億236万7,758円、端数のほうはちょっと切らせていただきたいと思います。減災基金のほうに3億5,000万円、それから村営施設の施設整備基金ほうに3億5,000万円というような内訳になっております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。今、16ページの基金の積立てということで、多分基金の積立てにつきましては、目的を持って創設をされておるんだろうと思います。

その目的に応じたこの基金の使い方もあるんでしょうけども、災害復興基金とか、ふるさと応援金、非常に全国のふるさとは全国の方から応援をされて、また災害復興基金については、今、これから始まる災害等々に使われるんだろうと思います。計画的に、ぜひこの基金を使ってこう

いうことをするんだよと、こういうことをやっていくんだよということで、ぜひ有効に使っていただければということで、要望としてお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があつております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第5号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第6号令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算についての専決処分事項報告承認を議題とします。ご審議お願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があつております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第6号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第7号令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算についての専決処分事項報告承認を議題とします。ご審議お願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があつております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第7号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第22. 承認第8号 専決処分事項報告承認について（令和4年度球磨村一般会計補正予算）

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第22、承認第8号令和4年度球磨村一般会計補正予算についての専決処分事項報告承認を議題とします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました承認第8号令和4年度球磨村一般会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国が実施している新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策の一部である住民税非課税世帯に対する給付金、事務関連経費の補正でございます。

令和3年度第8回一般会計補正予算で、見込み対象世帯555世帯分の給付金等を予算計上しましたが、国からの給付費及び事務費の補助金が、令和3年度と令和4年度に分けて交付されることに伴い、令和4年度で給付が見込まれる195世帯分の給付金と事務費を補正しております。

歳入については、国庫補助金を財源とするとともに、一般財源として普通交付税を追加いたしました。

このようなことから、1,954万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ49億6,854万2千円として、3月31日に専決処分をいたしました。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。

ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第8号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本会議での決議された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条

項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これで令和4年度第3回球磨村議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでございました。

午後1時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員